

デジタルアーカイブ推進に関する検討会
(第5回)

日時：令和7年3月28日

場所：オンライン

議事：（１）分野横断権利情報検索システムの検討状況について

（２）「デジタルアーカイブ戦略2026 - 2030」（仮称）に向けた検討等について

一、開会

○事務局 定刻となりましたので、会議を開催させていただきます。

傍聴される方々におかれましては、会議の様子のスクリンショットや録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

次に、配付資料の確認をいたします。

資料としまして、資料1「分野横断権利情報検索システムの検討状況について」。

資料2「『デジタルアーカイブ戦略2026-2030』（仮称）策定に向けた意見募集結果概要」。

資料3「『デジタルアーカイブ戦略2026-2030』（仮称）素案」。

資料4「日本放送協会資料」を配付しております。

なお、資料3は非公開資料となりますため、本会議において画面投映はいたしません。

本日の出席状況につきましては、資料と一緒に送らせていただいております一覧のとおりです。

それでは、当検討会の座長につきましては、国立情報学研究所の高野明彦名誉教授にお願いをしておりますので、ここからの議事進行を高野座長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

一、議事

○高野座長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事の「（１）分野横断権利情報検索システムの検討状況について」です。

文化庁より御説明をお願いいたします。

○萩井著作権課長 御説明申し上げます。文化庁著作権課長をしております萩井と申します。よろしくお願いいたします。お手元の資料1を御覧ください。

まず、この分野横断権利情報検索システムの前提となります制度について簡単にお話しさせていただきますと、令和5年の著作権法改正におきまして未管理著作物裁定制度を導

入いたしました。現在、令和8年の春頃の運用開始に向けて、様々、準備をしているところですが、この制度は集中管理がされておらず、利用可否についての著作権者の意思が明確でない著作物について、文化庁長官の裁定を受けて、補償金を支払うことで時限的な利用を可能とする制度となっております。

資料の下に、この制度導入に当たっての具体的な利用場面を記載しておりますけれども、まさに過去の作品のデジタルアーカイブなどの場合に、意思が確認できないような著作物について、この制度を活用していただくというのが想定をされております。

一方で、著作権者の意思を確認するために、権利者探索に手間がかかりますと、こういった簡易な権利処理システムをつくってもなかなか運用うまくいかないということで、文化庁におきまして、現在、分野横断権利情報検索システムを構築しております。制度の運用開始に向けて、今、準備を進めているところでございます。この左下の赤枠で囲っているところがこのシステムになりますけれども、ゼロから新しいデータベースをつくるのではなくて、既に世の中にいろいろな団体がつくっておりますデータベースがございますので、それをつなぐような形のシステムを構築する準備を進めております。

一方で、右下の個人クリエイターに係る部分につきましては、ここは今、きちんとしたデータベースがないところになっておりますので、こういう個人の方の権利の情報をきちんと集約するためのデータベースというものは現在、構築に向けて準備をしています。

これまで、このシステムの構築に向けて様々な検討を進めてまいりましたが、いろいろな予算上の制約ですとか、それから、このシステム自体が権利者の情報を探すためのものであるといった目的に照らしまして、今、考えております分野横断権利情報検索システムの画面の整理のイメージが3ページ目になります。

恐らく、このシステムを使われる方が著作権法の専門でない方という前提に立ちまして、例えば利用場面だったり、あるいは著作物等のカテゴリーだったりプルダウンで選択できるようにした上で、そこで絞り込みを行うことで、関連する団体のリストが出てくる。それで、それぞれの団体を当たりながら権利者情報を探すような仕組みを現在考えております。まずはスモールスタートでやりつつ、この運用をしながら、アンケート集計を取って、利用者がどういう利用しているのかというのを、データを集積した上で、必要に応じて随時見直しをしていくことを想定しております。

以上となります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問等あります方はよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

○松本構成員 よろしいでしょうか。

○高野座長 松本さん、どうぞ。

○松本構成員 構成員の松本です。よろしくお願いします。

今、御説明いただきました、こういった権利の確認のシステムができて、権利者の分か

らないものが的確に権利処理できるようになると、アーカイブのいろいろな取組が前に進むと思いました。

最近の傾向としまして、いわゆるUser-Generated Contentsのようなものがどんどん増えていますので、従来のように、出版社やレコード会社などを通さずに、直接、コンテンツ共有プラットフォームや配信プラットフォームに作品を投稿して、それで今、ものすごい人気になったりするようなケースが出てきていると思いますので、お話の中にもありました個人のクリエイターのデータベースがないという点については準備されているということなのですが、今後、このような個人のクリエイターの作品がウェートとしても増えてくるのかなと思っておりますので、ぜひ、それを良い形でシステムをつくっていただければと思っています。

そのときに、先ほど申したようなコンテンツ共有プラットフォームや配信プラットフォームというものの自体が、ある種の権利を集中管理している事業者といいますか仕組みになってきているようなところもあると思いますので、それらと、この公的なシステムがうまくすみ分けをしたり、両者がお互い補完し合うような形で考えていただけると良いのではないかというのがコメントです。

それと、もう一点、ここで、権利がよく分からないコンテンツというものは、そもそも作家さんが分からないということもあるとは思いますが、恐らく作者は存命でない可能性が高いのだけれども、時期的に作品はまだパブリックドメインにもなっていないさうだというような状態の作品であって、かつ集中管理されていないものという、個人の作家さん等がつくられたものも対象になるかと思います。

そういうことを考えると、相続の問題があるかと思っていまして、例えば不動産では今、相続登記が義務化されて、誰がそれを亡くなった後に相続し引き継いだかを明確にするようなことが出てきていますけれども、こういった個人の方が作家さんで、もしお亡くなりになっていたら、その作品がどう引き継がれたかということも探索のときに鍵になるかと思います。一方でプライバシーなどの問題もあるので、それをどういうふうに確認していくかというのが今後、この会議でも議論すべきかと思いますし、ぜひ、その辺りの運用がスムーズにいくような仕組みをつくっていただければと思います。

よろしくお願いします。

○高野座長 どうもありがとうございました。

文化庁、よろしいでしょうか。

○靱井著作権課長 ありがとうございます。

プラットフォームとの連携は実は既に始めておりまして、うまい形で情報収集していきたい、連携していきたいと思っております。

それから、最後の相続のお話に関連してなのですが、仮に未管理著作物裁定制度で、著作権者が分からなくて裁定をされれば、そういったものの情報もこのシステム上に蓄積されていくことになりますので、そういった積み上げで、より権利情報の範囲が広が

っていくのかなと考えております。ありがとうございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

○松本構成員 ありがとうございます。

○高野座長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

山崎さん、お願いします。

○山崎構成員 構成員の山崎です。

1つお聞きしたいのですが、今回の検索システムの中に探索という言葉が入ってありましたけれども、これはAI的なものを活用される意味で書かれたのでしょうか。それとも普通の、下のほうに検索があるので、多分違った意味で書かれたのかなと思うのです。気になるのが、このシステムの精度みたいところで少し気になったので質問させていただきました。

○榎井著作権課長 ありがとうございます。

AIを使うことは想定はしておりませんで、このシステムで検索する以外にも探す場面があるので、そういった意味で探索という言葉も併せて書かせていただいているということです。ありがとうございます。

○山崎構成員 承知しました。ありがとうございます。

○高野座長 ほかによろしいでしょうか。

植野さん、お願いします。

○植野構成員 植野と申します。いつもありがとうございます。

冒頭入りづらくて聞き逃しているのですが、御説明いただいていて受け取っていなければ大変申し訳ないのですが、これは個人クリエイターの方々がその作品の主体であることを、個人が主張すればそこに登録できるという考え方でよろしいのでしょうか。例えば作品の一部を構成している、その部分について自分は権利を持っていることが登録できてしまうのか。集合知の作品、例えばアニメーションであれば、アニメの一部のこの原画を描いたということが主張として通るのか。全体のアニメーションをつくったプロセスの中で描いた当事者たちが権利を整理して登録できるようになるのか、この辺りのことをお伺いしたいと思います。

○高野座長 この後、お答えはいただきますけれども、結局、まだ検討段階で、それから、分野によっても非常に状況が違うので、一律にこう決めましたというようなことを文化庁として言えるはずもないわけで、これから各分野に対して、できるだけ取りこぼしのないように、その状況は同じような国で集めていって、それらに対して適切なシステムに適宜バックアップをしていくこと以外にないのだと思いますけれども、文化庁さん、お願いします。

○榎井著作権課長 ありがとうございます。

まさに座長おっしゃっていただいたとおり、これからの詳細の設計にはなりますけれども、どういうふうに著作物の単位を特定するかとか、その辺りはまたUGCのプラットフォ

ームの皆様とも御相談をしながら設計をしてまいりたいと思っております。

○植野構成員 ありがとうございます。理解できました。すみません。

○高野座長 多分、ここにいきなり、本検討会はデジタルアーカイブを主体とする検討会にもかかわらず急にこういう分野横断的な権利処理という割と生々しい実務的なシステムのお話が出てきたので、構成員の方々も戸惑っておられるかと思いますが、これについて、背景を事務局は少しお話しいただけますでしょうか。

○事務局 知財事務局でございます。

これにつきましては、御案内かと思えますけれども、知財計画2024におきまして、私どものデジタルアーカイブに関してのジャパンサーチと、今、文化庁さんから御説明のありました分野横断権利情報検索システムと、この連携について記載がございます。知財計画2024におきましては、そのときの検討課題といたしまして、このジャパンサーチの連携アーカイブ機関が保有するデジタルアーカイブに係るコンテンツメタデータの一部を分野横断権利情報検索システムに提供するなど、所要の連携を可能とするように、必要な措置を講じていきたいと思いますということが書いてございます。

その観点で、これは前回の会議で、この分野横断権利情報検索システムが果たして現状、どのような検討状況なのか、整備状況なのか。こういったことを一度、御紹介を文化庁さんからしていただいて、この連携の在り方を少し模索していけないかというところで、本日、文化庁さんから御説明をいただいたということであります。

現在のお話ですと、メタデータそのものの検索というよりは、実際にどこにそれを所在しているかといったことについて検索するという形で今、進められるということで、直接、何かメタデータの一部を提供・連携しているといったような状況には今はないのかなと思いつつ、ただ今後、この分野横断権利情報検索システムがさらに充実していくことも考えられますので、今後、システムの構築状況などを見ながら、私どものこのジャパンサーチとの連携の在り方も模索していく必要が今後もあるのかなと感じさせていただいた次第です。経緯としては、この知財計画2024に基づくものと御理解いただければと思います。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

そういうことで、非常に関係が深いので、どういうふうに進んでいるのかはお互い感じながら、連携できる部分については積極的に、将来的にも連携していきたいと思いますというところで、今日のところはよろしいかなと思います。御説明、どうもありがとうございました。

それでは、議事（１）については以上といたします。

議事の「（２）『デジタルアーカイブ戦略2026-2030』（仮称）に向けた検討等について」です。まずは事務局から御説明いただいて、それに引き続いて、国関係のアーカイブ機関等から今後５年間の重点アクションと達成目標について御発表をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、資料2に基づいて、まず、御説明いたします。

新しい戦略づくりに当たりましては、委員の意見募集ということで、国民の皆様方からこの新しい戦略の在り方に関して御意見を頂戴したところでございます。総数としては362件ございまして、うち、個人が356件と、圧倒的に個人の方からの御意見が多かったところであります。団体・法人様からは6件、御覧の団体・法人様からの御意見でありました。

意見の傾向といたしまして、その次のスライド、3ページになりますけれども、まずは個人でございます。75%ぐらいが生成AIへの反対意見ということでございます。また、権利者の意向を尊重すべきという意見がそのほか10%ぐらいでございまして、特にAIとの関係では、一番上のポツにございますけれども、現在のジャパンサーチのアクションプランの記載にあります一番、御覧の記述です。デジタルアーカイブを用いたデータセットの構築・公開ということとAIとの関わりに関する記載について、反対するといった御意見が非常に多くございました。

ほかには、権利保護という観点での御意見、御覧いただいているようなものが多く、例えば下から3つ目におきましては、権利者と市場が競合しない分野、具体的には情報解析等での利用にとどめるべきだといったような御意見などもありました。また、権利保護について、戦略文中に明記すべきである。また、権利者の意思を尊重すべきだ。このような御意見をいただいたところでございます。

次のスライドが、団体・法人からの御意見であります。様々な観点から御指摘、御意見いただいております。一番上にありますのは経営者の参画についての御意見であったり、また、アニメ・ビデオゲームの扱い、具体的にアーカイブ機関として想定される組織は具体的に列記をすべきではないかという御意見。また、民間コンテンツ利活用推進施策も進めてほしいということとか、あとは学術・研究目的の公開と商業的利用との区別といったようなことであったり、あとは、著名なものに限らず、著名性の低いコンテンツもアーカイブの対象とする。こういったことの必要性についての御意見、また、最後にボーンデジタルの著作物の扱い等についての御意見などもいただいた次第でございます。

その上でですけれども、委員限りということで、投映は差し控えさせていただいて恐縮ですが、委員の皆様方はお手元の資料を御覧いただきたいと思います。デジタルアーカイブ戦略の具体的な素案に関してであります。前回の会議におきまして、その方向性に関わって資料を提示させていただいて、様々、御意見をいただき、意見募集においても、そちらを参照いただきながら、御意見をいただいたところであります。

それを踏まえてですけれども、今回、柱立てとしては、前回御提示させていただいたところと変わらず、まず、はじめに経緯などを記載し、特に今回の新戦略は5年間の戦略ということで、そのプライオリティーを示すものということの位置づけ、そしてまた、本戦略については、定期的にレビューを行って、進捗状況を踏まえて、戦略期間内においても必要に応じて見直しを行っていくといったような観点などを入れてはどうかということ

あります。

その上で、第1部でありますけれども、戦略方針になります。基本理念といたしまして、従来から、このデジタルアーカイブの取組、私どもの取組で大切にしている観点あるいはミッションとしては、特にデジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会を実現する。こういったことをミッションの柱として据えまして、目指す方向性としましては、従来どおり、記録・記憶の継承と再構築、そして、コミュニティーを支える共通知識基盤、それから、新たな社会ネットワークの形成。これを進めております。それに加えて、特に日本のソフトパワーの発信。こういった点も、昨今のこの日本のソフトパワーの発信ということの必要性ということも含めて、また、そういった観点から必要であろうということで追加をしております。

また、新たな社会ネットワークの形成に関わりましては、従来のいろいろな記述に加えてですけれども、この会議での御意見なども踏まえまして、特にデジタルアーカイブが、この生成AI等が普及する中で、偽・誤情報の流通の課題なども世界的に深刻化し懸念される中で、特にデジタルアーカイブというものはインターネット上の信頼性の高い情報・知識の集積・提供を行う中核的基盤として位置づけられる。こういった観点も追記をしてはどうか。併せて、国際的な協力の視点も御指摘いただいておりますので、その辺りも記載してはどうかということでございます。

その上で、推進体制のところですが、基本的施策ということにつきましては大きく4つございまして、デジタルアーカイブの推進に係る基盤整備、ジャパンサーチの整備・維持管理、また、海外発信、そして、人材育成・啓発。こういったことを柱として据えております。また、前回の会議でも、その上で国・地方公共団体・民間の役割ということで提示しておりました。前回の会議で、それに加えて、大学等の役割に関しても御意見をいただく中で、その大学等の役割というところも併せて追加をして明確化してはどうかということでございます。

また、民間事業者の役割におきまして、今回のいろいろ御意見でもいただく中で、権利者の役割、権利者がお持ちの多様なコレクション。これもしっかりと、このジャパンサーチを含めてですが、デジタルアーカイブの推進の中でやはり重要な位置づけとなるだろうということで、そういった権利者の役割の重要性といったようなこと、権利者自身による参画。この観点もそちらのほうに追記をしてはどうかということで入れております。

その上で、各分野、そして、地域におけるデジタルアーカイブの推進体制ということでございます。一つは、このようなデジタルアーカイブを推進していく直接の主体はアーカイブ機関でございます。先ほども意見募集の中にございました博物館・美術館・図書館・文書館等、そうした施設のほか、また、それ以外にも、大学・研究機関、企業、市民団体、そして、官公庁、地方公共団体等、こういったアーカイブ機関がやはりまずもって重要な役割を果たすということから、そのアーカイブ機関を位置づけつつ、また、従来はつなぎ役と言っていたところにつきましても、具体的にはジャパンサーチと、このようなアーカ

イブをしっかりと連携していく。それを推進していく位置づけであるということから、その位置づけについても、役割も含めて、明確化を図ってはどうかということでもあります。従来から、このつなぎ役についても様々な文書の中で示されておりましたが、今回、それを確認しているというところでもあります。

また、そのようなつなぎ役と言われる方、いわゆるジャパンサーチ連携推進者と今回は言ってはどうかということで記載しておりますけれども、そうした方々もさらにいろいろな地域・分野でこのデジタルアーカイブというものがうまく活用していく、それを後押ししていくという、ある意味、広げ役というふうに従来言っておりました。このような役割もありますということも確認しております。これが広く言うところの推進主体に関するところ です。

その上で、各分野の中核的な役割を担う組織であります。前回の御提示した方向性案のところでは国の役割の中でこれに関係するようなところを書いておりましたが、今回整理する中で、各分野の中核的な役割を担う組織ということで、特に文化財、美術、映画、放送番組、書籍、公文書、人文学、そして、自然史、科学技術史と、それぞれに対応して、アーカイブ機関として中核的な役割を担うもの、国関係のアーカイブ機関等を、確認をそこでしますということとともに、あとは、先ほどの日本のソフトパワーの発信にもつながりますが、漫画、アニメ、ゲーム等のメディア芸術。このような分野におきましては、産業界と連携しながら、メディア芸術ナショナルセンターの機能を有する拠点の整備の推進などを示しているといったことなども記載をしてはどうかということでもあります。

あと、地域の中核的な役割を担う組織ということで、やはり地域資源のデジタルアーカイブというものは欠かせない事柄であります。その中で、何を本当にそれぞれ必要なアーカイブとするのか。これは地域主体で判断することが望ましい。また、それが地域の活性化にもつながるだろう。そのような意味で、地方公共団体がこの主体的な役割、中核的な役割を担う組織として推進することが期待されるといったようなことを位置づけます。そして、その観点から、このジャパンサーチにおいても、各地域のこのアーカイブをしっかりとつなげていく、このようなことを広げていくということが大事だろうということでもあります。

それから、また、アーカイブの支援スキームということに関わりましては、国等による支援としまして、従来からガイドラインなどもお示ししております。こうしたものもしっかり必要なアップデートを行って効果的に発信していくといったことのほか、効果的な実践事例のショーケース化ということを進めていく。私どもでも、デジタルアーカイブフェスとか、あと、デジタルアーカイブジャパン・アワード。このような取組を行っているというところでもございます。

それから、また、各省庁における支援メニューということで、様々、予算事業で活用できるものもここで一覧化をするということによって、こういったことを活用しながら、各地域・各分野におけるアーカイブの推進を図っていければというふうに考えております。

また、ジャパンサーチによる支援といたしまして、まさにこのジャパンサーチと連携を拡大していく。そのことが、このデジタルアーカイブの活性化につながる。そして、そのことは新たな価値の創造、そして、地方創生、イノベーションの創出ということにつながっていくということで考えております。

また、連携に関しては、コレクションポリシーというものを今年1月に公表しております。また、相談窓口も開設しているということの御紹介であります。あとは、権利処理に関する支援といたしまして、先ほど御紹介のありました未管理著作物裁定制度の活用をしっかりと図っていく。このような観点の記載をしております。

それから、5年間の優先事項ということであります。推進分野等につきましては、前回御提示したものを基本的に維持しております。文化資産、学術資料といったものを優先事項とする。そして、それに加えて、横断的なテーマとして、メディア芸術、そしてまた、地域資源であります。地域資源は、防災とか観光とか、様々な活用の可能性を秘めているものでありますし、また、地方創生という文脈からも重要である。そしてまた、防災・レジリエンスの基礎として位置づけられる。このような観点から、今のような2つのテーマを位置づけるということとしてはどうかということでございます。

コンテンツのデジタル化と活用促進ということに関わりまして、柱として、構築・共有、そして、活用促進というものを位置づけ、それぞれ、メタデータ、そしてまた、コンテンツのデジタル化等の充実を図ったり、活用促進におきましては、メタデータ等のオープン化をはじめとして、サムネール・コンテンツの作成・公開等といったことを位置づけるということであります。それから、人材育成・普及啓発といったようなこともそちらのほうで位置づけていくということでもあります。

続きまして、分野別の重点アクションに関わりまして、この後、御報告・御紹介・御説明はあるかと思っておりますけれども、今のような柱を意識しながら、それぞれのアーカイブ機関での取組というものを御紹介するということでもあります。

また、ジャパンサーチの重点アクションといたしまして、やはりジャパンサーチというものが非常に重要なかすがいとなりまして、様々なコミュニティー同士がつながっていくということが期待されるところでありますので、このジャパンサーチとの連携拡大の推進というものを主要施策として位置づけたいということでございます。また、コンテンツ情報の「見える化」というところもぜひ図っていきたいということでございます。

また、第2部のほうですけれども、達成目標になりますけれども、既に昨年、設定を御議論いただいて、設定いただいた達成目標をベースにしながら、特にヨーロッパナというものは私どももかなり意識をして取り組んでおります。そのヨーロッパナ並みということをしつかり意識しながら、どのような目標値をさらに測ることができるのか。昨年の設定した目標をベースにしながら、少し、さらに目指すところ、さらに改善できるところがあれば、そういったところも含めながら、最終的な素案といいますか、文案の調整、そして、目標値の設定をしていくということができればというふうに考えております。

ちょっと長くなって恐縮ですけれども、説明は以上であります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

構成員の方々はお手元に文書があると思うので、大体動いたなと期待しているところですよ。大分、ジャパンサーチだけではなく、全体の推進に関しての方針というものが細かく述べられたかと思います。

この後、9組織の方々に重点アクションと達成目標について、それぞれ御発表いただきたいと思います。一応、持ち時間3分ずつということをお願いしているので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初は、国立文化財機構の阿児さん、お願いします。

○阿児構成員 文化財機構の阿児です。よろしくお願いいたします。文化財分野の中核機関として、我々のデジタルアーカイブの意義、それから、共有・構築・活用促進などについて御案内させていただきます。構成員の皆様方には、資料ですと20ページになります。

我々、国立文化財機構では、構成機関であります東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、皇居三の丸尚蔵館、いわゆる国立の5館、5つの博物館に加えまして、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターなどと共に、一体となって文化財分野のデジタルアーカイブを構築しているところではあります。

代表的なシステムとしまして、国立文化財機構所蔵品統合検索システムColBaseを通じて、文化財機構が所蔵している所蔵品のメタデータ並びに作品画像などを公開しているところではあります。商用利用とか編集・加工が可能なCCBYに準拠するような形での情報提供をしております、これらは幅広い活用というものを意識しまして提供しているものであります。

今後、5年間を中心にしてなのですけれども、概算要求で国立博物館所蔵文化財デジタル化・オープンデータの加速というふうなうたっております、こちらのほうは概算要求では採択されまして、今後、5年ぐらいかけてデジタル化の加速化を行っていきます。目標としましては、5年間を中心に、6割ぐらいの所蔵品については画像データとかを準備したいと考えております。

さらに、活用促進のもう一面としまして、多言語でのメタデータの提供も行っていきますし、そこに力を注いでいきます。英語、中国語、韓国語を所蔵品基本情報や作品の解説文などを充実させていく予定であります。さらに、人材育成・普及啓発の面に関しましては、機構内の職員へ作品の取扱講習などを通じて、データベースの内容充実というものを図っていきたいと考えております。

また、文化財活用センターのブログを通じまして、いわゆる作品情報、作品の撮影データ、画像データ。これらの適切な利用の形などもブログを通じて提供していきたいと考えております。

早足になりましたけれども、文化財分野、国立文化財機構からは以上な形でアクション

を進めていきたいと考えております。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、国立美術館の川口さん、お願いいたします。

○川口構成員 国立美術館の川口です。美術分野について、御報告いたします。

資料に沿ってですけれども、まず、当該分野におけるデジタルアーカイブの意義ですけれども、美術分野においては、デジタルアーカイブの構築によって日本各地の美術館に収蔵される美術作品を探することが容易になります。そして、それによって、その作品の展覧会への出品とか、あるいは展覧会カタログに図版掲載など、美術館の活動が活性化することにつながるということが言えると思います。

また、詳細なメタデータを国際発信することによって、我が国の美術作品の価値を広く国内外にアピールする効果が期待できると思えます。このほか、国内外の大学などでの学術・研究の利用とか、あるいは学校教育現場での教育利用ですとか、また、観光事業など、幅広い方面での利活用が期待されるということが言えるかと存じます。

次に、構築・共有についてですけれども、国立美術館の5つの美術館の収蔵品の目録整備等につきましてですが、第2部の記載の表で一部100%を超えてしまっている数字。そういう状況もあるのですけれども、この辺り、今後5年間に体制を再構築しまして、10年後までにデータの再整理を行って整理していきたいと思っております。また、新たな受入数があるので、収蔵資料の受入れをやりますので予測不能ではあるのですけれども、各数値が向上するように、100%に近づくように努めていくという予定です。

3Dデジタル化につきましては、工芸・彫刻などの立体作品を中心に、課題の抽出を行おうと思っております。また、デジタル保存、長期保存については、具体的な計画策定に向けた検討を行ってまいります。ボーンデジタルコンテンツについては、その把握に努めて、集約に関する方策などをする予定です。

さらに、国立リサーチセンターにおいて、全国美術館収蔵品サービス、すなわち、全国の美術館の収蔵品のメタデータとサムネイルを集約する事業を行っておりますけれども、こちらを継続して、今後5年間はこれまでの継続で、近現代美術作品を中心に、作品情報の拡大に努めていきたいと思っております。

活用促進につきましては、二次利用条件の整備を段階的に進めるとともに、ジャパンサーチへの連携を促進して、活用促進・海外発信につなげていければと予定しております。

最後に、人材育成についてですけれども、技術分野の中核的役割を担う牽引役として、全国の美術館を対象に、メタデータなどの整備に係る研修などを実施するということを考えているところです。

以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、国立映画アーカイブの入江さん、お願いいたします。

○入江構成員 国立映画アーカイブです。まず第1部の意義、構築・共有から御説明します。

私どもは映画分野における唯一の国立機関ですので、国内最大のコレクションを基にした映像デジタルアーカイブを構築するということを目指しています。特に芸術文化としての映画に関しては、これまでも様々な事業を行ってきた歴史を持っていますが、映像がまた歴史資料でもあるという部分については未開拓のことが大きかったので、このデジタルアーカイブが非常に役立つのではないかなと思っています。特にジャパンサーチとの連携を通して、映像分野からもデジタルアーカイブ社会の実現に貢献したいと思っています。

国立国会図書館のデジタルコレクションにはいつも注目して、利用もさせていただいていますが、それは、書物と同じぐらい身近な歴史資料として映像が活用されたり日常化されることを目指しているからです。当館が映像配信を始めてから、いろいろな反響があるのですけれども、例えば南方熊楠の映像がこれまでは1件しかないとその分野では思われていたところ2件目が見つかったという反響をいただいたり、はっきりと分かる手応えは、従来の映画の専門分野の圏外に利用が広がっているということ。それから、当館では専ら学芸員のキュレーションによる事業を行っていますが、今度は利用者が映画専門の学芸員には分からないような価値をコレクションの中から発見している。これははっきりとしたデジタルアーカイブの意義、長所だと思います。

次は活用促進について、具体的には「フィルムは記録するー国立映画アーカイブ歴史映像ポータル」 というプラットフォームを使って、たくさんの数の歴史映像を公開していく、動画の数を増やしていくことと、一方で「関東大震災映像デジタルアーカイブ」は大きな反響をいただきましたが、このように特定のテーマを設け、学芸員のキュレーションによる特集サイトを組み立てること、それらの2つを両輪として活用促進をしていきたい。同時に、メディアその他の事業者による映像の利用拡大も図っていきます。ストーリーミングはどなたでも自由にご利用いただくと同時に、それ以外の利用については課金もして、自己収入の増も図りたいと思っています。

人材育成については、国際フィルムアーカイブ連盟に私どもも加盟していますが、海外の加盟機関や国内の映画アーカイブなど、映画関係団体との連携を密に図って、職員の能力向上、ノウハウの共有、専門人材の確保に努めたいと思っています。

なお、ボーンデジタルについては、館内のコンテンツの把握、保存・活用の検討からになりますけれども、進めてまいりたいと思います。

第2部の目標については、1つだけ、当館の独特のものと思われるところで、2番の所蔵資料の目録情報のウェブ公開、メタデータ整備についてご説明します。目録のメタデータの公開は、まず、最も需要の高い、利用に関して問合せが多い、日本の劇映画から始めてきましたが、今度は少しターゲットを変えて、次に需要の高い記録映画、これはテレビ等のメディアからの需要が高いのですが、どういうものを所蔵しているか、十分に見せら

れていなかったものを公開していくということになります。

こちらはメタデータとコンテンツを同時に公開するという方法になるのですが、実際のところ、記録映画の場合には部分使用のリクエストが中心となるので、作品単位のメタデータでは情報量が利用者によって不足となることがあります。例えばこの年代の炊き出しの映像が含まれているか、そういう問合せを日頃受けているのですが、このようにメタデータでは拾いきれないくらい細かな情報へのリクエストというものに对应していくために、コンテンツもろともメタデータを公開していくというやり方は効率的でもあり、まさにデジタルアーカイブの長所であろうと考えています。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、日本放送協会様、前川さんでしょうか。お願いいたします。

○前川構成員 NHKの前川でございます。私のほうから、NHKにおけるデジタルアーカイブの意義、それから、構築・共有についてです。今回、資料のほうを少しじっくりした形で用意させていただきました。

日本放送協会におけるアーカイブというものは、2003年、埼玉県川口市でありますNHKアーカイブスのところで、NHKの過去放送した番組、それから、ニュースの素材を一括して保存しています。

放送におけるアーカイブの役割というものが大きく3つあります。基本的には、制作した放送とか放送した番組、ニュースの編集素材などをしっかり保存して、次の世代に継承していくこと。それから、放送での利活用とか外部提供をしていくこと。それから、音声・映像を公開することで、放送事業の成果を社会に還元するという大きな目的を持って運営しております。

その上で、保存番組、それから、関連素材数としましては令和5年度末現在で116万本です。

その下になりますけれども、保存番組については、現在、NHKの中ではNHKアーカイブスというポータルサイトにて約3万1000本をダイジェスト動画の形で公開しているほか、NHKアーカイブスでは約1万1500本を無償にて御覧いただける。こういうような仕掛けになっております。こういったことで、放送をはじめとする多様なデータのメディアで効果的、それから、効率的に運用できるような取組を継続していきたいというふうに思っています。

構築・共有につきましては、現在につきましては、あくまでも再放送をベースに、必要な条件であったりとか、それから、再利用に対しての注意点などを協会内のイントラで継続しています。その中で一部、ジャパンサーチ等々の外部連携については、あくまでも協会規程に基づいて運用を進めているもので、引き続き、これがいろいろな形でできないかということを検討していきたいというふうに思っています。

利用促進につきましては、2枚目の資料になるのですが、協会内において、ちょうどNHKは今年で放送開始100年を迎えまして、冊子とともに、インターネット上で過去

の番組のダイジェスト・歴史といったものを公開しています。これらについては、冊子とともに、QRコードでインターネットで引き継ぐような形をつくっていきまして、これが一つ、モデルケースとして、今後、どのような連携ができるのかということを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

ポータルサイトの約3万1000本については、協会の規程で、連携してもいいというコンテンツについて、ジャパンサーチであったりとか、国立国会図書館の東日本大震災アーカイブ、愛称ひなぎくといったようなところとメタデータ連携をさせていただいているので、こういうような事例を基に、今後、どこまでできるのかということは、協会の規程等々と読み込みながら検討していくことになるのかなというふうに思っています。

人材育成についてです。人材育成については、なかなか、放送で得られた映像であったり番組というものは著作権だけではないというふうに私たちは考えています。資料の3枚目にあります。

再利用もしくは公開していく上では当然、時代背景とか放送機材の進化によって撮影されたものであったりとか撮影対象物。この辺の変化があるので、これをしっかりと見ていかなければいけないだろう。それから、特にニュースの映像であったりとか、時代によっては、今の時代ではなかなか、ずっと記録としても置いておくのはどうかなというようなものというのも実際にあるというのが事実だというふうに思っていますので、こういった複合的な要素をしっかりと勘案した上で数多く出せるような手段を構築していきたいというふうに思っています。

それから、放送事業者そのものとしてのデジタルアーカイブへの役割というものも事業者全体として考えていくようなことになるのかなというふうに思っています。このデジタルアーカイブ、いろいろな形で放送業界全体として貢献できるようなことがあるとするならば、しっかりと放送資産、放送で得られた映像であったりとか番組というものを次世代に継承した上で、それが歴史的価値として多く知られて使われていくようなことではないかなというふうに思っています。

それから、これは多分、ほかの映像に関わる機関の皆さんはそうなのかもしれませんがけれども、その時代の映像はやはり、そのとき撮られたものが真実だと私たちは認識していて、今後、生成AI等で画像生成されたものに対してのフェイク画像との見比べによった対策の一つにもなるのではないかなというふうに考えています。

一方、課題のところでは、基本的に永久に公開されて、記録として検索されていきますので、そういった辺りの映像的なリスク、それから、その時代の社会背景によって、この映像はいつまで見られるのだとかというようなことに対しての対策というようなものは必要ではないかなというふうに思っています。

日本放送協会自体のこれから先の公開に対しての達成目標については、今、ちょうど放送法の改正が終わって、協会内の規程のほうをどんどん作り上げている途中です。達成目標については、10月に施行される放送法の趣旨とか協会内の各規程に沿った形で公開

数を決めていって、新たな目標というものをきちんと設定していきたいなというふうに思っております。

簡単であります、NHKからの報告は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、放送番組センターの種市さん、お願いします。

○種市構成員 放送番組センターの種市です。よろしくお願いいたします。

放送番組センターは、放送法の指定を受けまして、放送番組の収集・保存・公開を行っております公益財団法人です。横浜市で運営する放送ライブラリーで、来館者に無料で公開番組を視聴いただいておりますほか、各地の図書館などの公共施設に個別視聴や上映会のために番組を提供したり、大学、高等学校、中学校といった教育機関に授業の資料や教材として番組を提供したりしております。そのほか、放送文化に対する理解を促進する事業として、企画展や公開セミナーの開催といった事業も展開しております。

資料では23ページでございますが、テレビ・ラジオの番組やCMといったコンテンツは毎年1,500本ほど増加しておりますけれども、コンテンツの収集・保存並びにそのメタデータの整備に今後も注力してまいります。横浜の施設内での視聴に供するほか、全国各地の図書館などの公共施設や大学などの教育機関で視聴できる仕組みを用いて、放送番組が利活用されるよう取り組んでまいります。資料には1,200本が放送事業者から提供されるとの記載がございますけれども、これはテレビ番組とラジオ番組の数でございます、ここにCMが加わるとおよそ1,500本となります。

ジャパンサーチと連携するデータベースについては、適宜、メタデータを追加してまいります、今後は連携しているメタデータの項目や、コンテンツの詳細情報へのパーマリンクの付与など、公開範囲の見直しも視野に、充実策の検討を進めることとしております。現在、横浜の施設で公開しておりますおよそ4万本のコンテンツのメタデータは放送ライブラリーのウェブサイトで検索が可能で、情報の閲覧も可能となっております。この検索機能と連携する形で、公共施設での利用申込みや教育機関の授業での利用申込みをウェブ上でも受け付けております。現在、コンテンツの保存数がおおよそ5万2000本、施設内での公開数がおおよそ4万1000本でございますが、今後も収集・保存した番組の権利処理を進め、コンテンツの公開数を伸ばしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。ありがとうございました。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、国立国会図書館からお願いいたします。

○小林構成員 国立国会図書館の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。書籍等分野の取組等について、御説明をいたしたいと思っております。お手元の資料は、引き続きまして、24ページ目を御覧ください。

当館は、資料原本の保存とサービスの向上を目指しまして、納本制度等で収集した所蔵資料のデジタル化を進めているところでございます。令和7年2月末時点の数で言います

と、439万点のデジタル化資料を提供しております。デジタルデータを提供することで原本の保存を図るとともに、デジタル化の成果が広く社会的に利活用されるように努めているところでございます。

また、当館は書籍等分野のつなぎ役として、国立国会図書館サーチを経由しまして、全国の図書館等が保有するコンテンツのメタデータを集約して、主にデジタルコンテンツにつきましてはジャパンサーチに連携をいたしております。これによりまして、書籍等分野全体としてコンテンツの可視性を高め、利活用を促進することを目指しております。

当館のデジタル化ですけれども、現在、2025年度までの基本計画に基づきまして、主に2000年までの国内刊行図書を中心に行っているところでございます。2026年度以降につきましては、2025年度中に策定する新たな計画に基づいて、引き続き、実施していく予定となっております。また、媒体の劣化、それから、旧式化が懸念されます資料を中心に、マイグレーションにも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

紙の出版物に加えまして、電子書籍・電子雑誌等のオンライン資料の収集にも取り組んでおります。これらの収集資料を広く国民に提供するとともに、国民の共有資産として永く後世に伝えてまいります。活用促進の一環としまして、収集した資料の記録に加えまして、当館では出版物の目録を作成しておりますけれども、インターネット等を通じて今後も提供してまいりたいと考えております。

また、デジタル化した所蔵資料につきまして、著作権処理等を進め、インターネットを通じて提供できる資料をできるだけ増やすという努力をしてまいりたいと思います。さらに、所蔵資料を活用した電子展示会の作成等を行うことはもちろん、英語版の電子展示会作成等を通じて海外への情報発信にも取り組んでまいります。

図書館員向けのデジタル化に関する遠隔研修といった各種研修、デジタル化及びデジタルアーカイブをテーマとしたイベント、ワークショップ等の実施を通じまして、各アーカイブ機関に共通の課題等の共有、コミュニティの醸成、人材育成等を引き続き支援してまいりたいと思います。

33ページ以降に別添で達成目標が記載されておりますけれども、これらを踏まえた具体的な数値目標等になります。個別に説明する時間はありませんけれども、特にインターネットを通じて提供するコンテンツの割合を少しでも増やしていくということが利用者の皆様の利便性に直結するというふうに当館としては考えております。引き続き、著作権者・出版社などの関係者の皆様の御理解を得ながら、着実な取組を進めてまいりたいと考えております。

御説明は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、国立公文書館から御説明をお願いいたします。

○泉構成員 国立公文書館次長の泉でございます。まず、資料の24ページを御覧いただければと思います。

当該分野におけるデジタルアーカイブの意義につきましては、当館をはじめとする全国の公文書館等は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供する機関となります。公文書等が国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るよう、デジタルアーカイブを推進することが私ども期待されているところでございます。

構築・共有につきましては、アーカイブス・公文書分野の機関は、公文書管理法等に基づき、目録の公表やインターネット等での利用の促進等を図っていますところ、国立公文書館では次の取組を進めていきます。

所蔵資料につきましては、目録を整備するとともに、行政機関等から受け入れました資料は原則1年以内に目録を全て公開しております。また、コンテンツにつきましては、現在、当館の所蔵資料の約26%までデジタル化を進めておりますが、今後も計画的に画像等のデジタル化を実施してまいります。デジタル化した画像等の適切な保存に取り組むとともに、現在、国が進めております行政文書の電子的管理の施策とも対応し、長期的な保存に関する取組等も実施してまいります。

次に、活用促進につきましては、メタデータとして館の所蔵資料の目録情報のオープン化を進めまして、従来実施しております全国の公文書館等との横断検索による連携を推進しております。現在、28機関まで拡大しておりますが、こうした取組も引き続き進めてまいりたいと思っております。

コンテンツにつきましては、デジタル画像等の二次利用条件に関して必要な整理を行い、令和8年度稼働予定の次期デジタルアーカイブ上でライセンス表示等を行う予定です。さらに、メタデータの多言語化等のデータの拡充に向けて取り組みます。

最後に、人材育成・普及啓発につきましては、当館が行っておりますアーキビスト向けの研修の中でデジタルアーカイブに関する科目も設定しています。それとともに、全国の公文書館等との情報共有に取り組んでまいります。

私どもからの説明は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、人間文化研究機構、文部科学省の助川さん、お願いします。

○助川学術企画室長 ありがとうございます。文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室長をしております助川と申します。私からは、人間文化研究機構とも御相談申し上げた上で、人文学について御説明申し上げます。

まず、意義についてでございますけれども、人文学におきましても、近年、デジタル技術を研究に適用を要するデジタル・ヒューマニティーズというものが進んできてございますので、大規模・大量なデータをAI等を活用して分析することで研究を進めるということは進んでございますので、デジタルアーカイブを推進する必要があるところでございます。その中核的なアーカイブ推進組織を人間文化研究機構が担っているところでございます。

この人間文化研究機構でございますけれども、その次の構築・共有のところに関わりま

すが、構成機関が6つ、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民族学博物館がごいます。さらに、そちらの連携機関も発信する多様な研究資源を共有・利活用するためのポータルサイトとしてnihuBridgeというものを構築してございまして、それを核としてデジタルアーカイブの基盤構築に当たってございます。

それで、今後の達成の目標でございますけれども、受入れする資料の数が毎年変動し得るものですので、資料の数という意味で目標を掲げることは難しい側面もございますけれども、デジタルコンテンツの保存の在り方というところに、後ろのほうに書いてありますように、デジタルデータを分散保存する計画の検討ということも進めてまいりまして、計画性を持ってデジタルアーカイブを推進していきたいと考えてございます。

さらに、その次の段落のデジタル化に関してでございますけれども、今、申し上げましたnihuBridgeは多種多様な資料を検索できるようになってございますので、デジタル化が可能でないもの、例えば目録データベースで、そもそも、目録データベースというものはデジタル化とは関係ないものでございますし、またさらに、デジタル化をすることが適さないもの、具体的に言うと、新聞記事のような利用許諾を要するもの、ほかに利用許諾を要するようなものもございまして、そういうものもございますので、人間文化研究機構のほうで2D・3Dのデジタル化をすることが適するもの適さないものを適切に判断していくことによって、デジタルアーカイブ化の効率・効果の最大化を図ってまいりたいと思います。

さらに、人材育成・普及啓発に関してでございますけれども、特に人文学に関して申しますと、人文学系の研究者に関しては、権利に関する問題というものはやはり生じる可能性がございますので、デジタルアーカイブ等における権利問題の普及啓発も図っていきながら、人材育成・普及啓発も含めて、人文学については進めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、国立科学博物館の神保さん、お願いします。

○神保構成員 国立科学博物館標本資料センターの神保と申します。私のほうからは国立科学博物館の今後の活動について御説明いたします。

国立科学博物館は、日本で唯一の自然科学系博物館でありまして、そのカバーする分野は広く、生物、化石、地質、人類の標本から理工学資料まで、幅広い分野の標本・資料を扱っております。現在、登録資料数が500万点を超えたところ、340万点以上の目録情報を、目録情報と一部の画像については当館のデータベースである標本・資料統合データベースで公開しており、画像も公開されているものは38万件程度となっております。

我々の分野におけるデジタルアーカイブの意義ですけれども、一般公開されている標本・資料というものはごく一部ですので、そのような一般公開されていない標本・資料の

情報を公開することで、研究利用、博物館体験の拡大、学習支援等への活用が期待されており、実際、活用がなされてきているところです。

一方、自然科学分野、特に自然系の分野の特徴として、標本数というものが非常に多い傾向があるということ。それから、いわゆるメタデータというもの。我々の分野であれば、いつ、何が、どこで取れたかという標本に関するテキストデータですけれども、これ自身が様々な研究や生物多様性、保全などに利用される独立した価値のあるもの、すなわち、独立したデータとして認識され、特にオープンサイズの文脈において国内外で整理が進んできた。一方、当館としても、膨大な数の標本・資料の把握を進めるために、目録の整備あるいはメタデータの登録に重きを置いて活動してきたといったことがあります、どちらかといいますと、テキスト情報の整備が進み、画像情報はこれからという状態にあるのかなというふうに私は位置づけております。

構築・共有から進めていきます。目標値については、現状の活動実績等から設定いたしましたけれども、先ほどの話とかぶりますけれども、受入標本・資料数は大きく変動しますし、また、未整備の標本も登録が進んでいるなどということもあります。様々な状況から、また、実情に即した目標値について再考する必要があるかと思っております。

権利情報について、自然のものが多いのですが、海外産の特に生物の標本については状況がありまして、原産国等の法整備が伴っていて、利活用についての制約が厳しくなっています。また、デジタルアーカイブについてはまでは及んでおりませんが、注視する必要があります。また、理工系の資料については、美術品、工業製品など、それぞれの分野の権利確認が今後必要なことも出てくると思っております。

活用促進につきましては、先ほどからお話ししているとおり、我々は画像についてはまだ重きを置いてこなかったのですが、一般へのニーズを考えると、その重要性というものは高いということもありまして、可能な限り継続的にコンテンツの公開・構築というものを進めていきたいと考えております。

一方で、他の館もそうだと思いますけれども、自己収入というものも厳しく求められている中で、コンテンツ収入というものも収入の一つの選択肢となっておりますので、こちらについては、デジタルアーカイブと並行して、商用目的など、有償提供の手続の整備というものも進めていきたいと考えております。

また、人材育成については、イベントによる情報収集、館内普及を行うとともに、博物館の標本・資料、そして、それらを基にしたコンテンツの関心を高める活動を展開したい。例えば我々は国内の自然系の博物館が持っている標本を、情報をまとめて公開するサイエンスミュージアムネットという事業を実施していて、いわゆるつなぎ役としての役目もあるのですが、こちらのほうのイベントで、例えば国内外の博物館へ、このように、デジタルアーカイブの重要性であったりとか講習会であったりといったことを進めていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上となります。ありがとうございました。

○高野座長 どうもありがとうございました。

これで9機関からの御説明と、知財本部の白鳥参事官からの全体の説明が終わりました。

今日の最後は、自由討論の時間を十分取ってありますので、まずはただいまの御説明について、質問等ございましたら、それを受け付けたいと思います。どなたからでも結構です。挙手をお願いいたします。

○高野座長 山崎さん、どうぞ。

○山崎構成員 ありがとうございます。

幾つか質問があるのですが、私自身は地方自治体などに行って、このデジタルアーカイブを推進する研修とかを受け持っていることが多いのですが、そこで幾つか質問が常にあって、その一つが、メタデータというものがデジタルアーカイブに含まれるかどうかということで、それを戦略方針に書いていただいたので、これはすごく分かりやすくなったかというのは感想です。

質問のほうは11ページのところですけれども、ジャパンサーチ連携推進者という言葉が決まったわけですね。これは正式名称になるのかということで、では、今までのいわゆるつなぎ役というところは俗称になるのでしょうか。そこは今までずっとつなぎ役について説明してきた関係上、これが正規の名前であれば、今回からデジタルアーカイブ、ジャパンサーチ連携推進者という言葉を使わなければいけないのかなと思って、それをお聞きしたいということです。

それで、この11ページの中ほどにジャパンサーチ連携推進者の役割が書かれていて、これは役割が書かれているので、すごく分かりやすくなりました。ただ、これがマストなものではないような気がするのですが、期待される役割と書いていますので、ここ辺りがどういう解釈で実際にいわゆるつなぎ役に今までなってきたかということについてお聞きしたいということです。

あとは、これに関連して、28ページのところにやはりつなぎ役のことについて説明があるのです。ここもつなぎ役とジャパンサーチ連携推進者という言葉が場合によって書き分けられているので、これは統一する必要があるのか。それとも、なくてもつなぎ役という言葉は正式に残すのかどうかもお聞きしたい。

それで、私は単純に分からなかったのですが、この28ページの下段の説明で意味が分からなくて、一番下の小さい文字がありますね。説明欄の下で、一番最後の行に、また、市区町村レベルでも、また、それが県立や市区町村の一部機関であったとしても対象としてカウントしていますというふうに書かれていて、これは何となく意味が分かるのですが、ただ、この言葉の意味だけ考えると、市区町村レベルで県立の機関という意味なのではないでしょうか。私もいろいろなところへ行って説明を求められるものだから、ここだけ教えていただければと思って質問しました。

よろしくお願いします。

○高野座長　お願いします。

○事務局　知財事務局でございます。

いわゆるつなぎ役ということに関してであります。つなぎ役と、そしてまた、広げ役というものもありますけれども、従来、このデジタルアーカイブの文脈でその用語を使って、かなり浸透してきたという御指摘も前回もいただいたというところもございますので、その言葉は維持をしつつも、ただ、つなぎ役というものがつなぐということは、ある意味、作用といいますか、実際にそういうことをやっている人という、一般名称化的に捉えられて、要するに、何をしている人なのかというものが名称として本当にふさわしいかということのを再考させていただいて、よりそういったことをやっていらっしゃる方というものを名称として固有に明確化するという観点で今回、つなぎ役と呼ばれてきた方々については、ジャパンサーチとの連携を推進するというところで、ジャパンサーチ連携推進者ということで、新たに用語を使ってはどうかということでもあります。

ただ、先ほどお話しさせていただいた、そしてまた、お話しさせていただいたとおり、つなぎ役という言葉もかなり浸透しているということもあるので、両者の関連性をより明確にするということで両方併記をする。併記といっても、つなぎ役は従来から言われていたものということで、いわゆるつなぎ役という言葉を使っているというところが今回のものであります。

今回、これは素案ということで、その後の役割も含めてでありますけれども、どこまで義務化するか、あるいは期待されるということで、その中での優先度合い。こういったことも、この原案の位置づけでよいのか。こういった点も、ほかの先生も含めて、ぜひ御議論いただければありがたいなというふうには思っておりますので、新たに今回、用語として位置づけるということなので、基本的には新しい用語のほうを基軸としていくということのをベースにしながらも、ただ、従来とのつなぎ役と言われてきたことの関係性もより分かりやすくするというところで、いわゆるつなぎ役という言葉を使っているということが今回の素案の趣旨となります。それは28ページのほうにおいても、同じような観点で原案の記載となっております。

あと、後段の都道府県域、市区町村レベルの話は国会図書館さんからお願いします。

○小林構成員　国会図書館の小林です。どうもありがとうございます。28ページの116の後段の御質問についてお答えします。

市区町村レベルと書いてありますのは、尼崎市や関ヶ原町のように、市区町村でつなぎ役になっておられる自治体のことです。もちろん、つなぎ役には、埼玉県や青森県のように、都道府県レベルのつなぎ役もいます。

そのなかで、都道府県レベルでないと県域との連携としてカウントしないのかということ、そういうことではなくて、市区町村レベルでも、どこかと連携すれば47都道府県のうちの1県域はクリアしたとするのが一番分かりやすいのではないかと考えています。例えば、大阪は現在大阪市立自然史博物館がつなぎ役になっておられますが、それでは、大阪府が

つなぎ役になってくれるのを待つかということ、なかなか、それは大変だろうなということがあります。そこで、どのレベルであっても、県域で一つでも連携を開始したら1とカウントするのが分かりやすいと考えました。また、そのようにすれば、ジャパンサーチのコレクションポリシーのページにつなぎ役一覧を掲載していますので、それで皆さんにも数を御確認いただけるかなと思ひまして、どのレベルでもということにさせていただいたという次第です。

○山崎構成員　ありがとうございます。

では、最初のほうのつなぎ役という言葉は、今のところは同義語と解釈して利用していても構わないということでしょうか。

○高野座長　そうです。特にこれで。

○山崎構成員　駄目だということではないですね。

○高野座長　使うことを禁ずるとか。

○山崎構成員　そういうことではないですね。

○高野座長　従来、つなぎ役と呼ばれていたものを、より精度高く、役割をちゃんと、因数分解するといいますか、これとこれとこれを、役割を果たしている組織ですというふうに言いましょうと。それをつなぎ役と。

○山崎構成員　それは分かりました。

○高野座長　全く差し支えないかと思ひます。

○山崎構成員　さっきの後段のほうで、これは多分分からない。意味は私も分かるのです。

○高野座長　だから、多分、この文章にこれだけ厳密なルールブックを書く必要はないかなと。そこは館の数え方みたいなものを、市町村の分館を入れるのだ、分館は入れないのだという話をここに書く必要はないという御意見として承って。

○山崎構成員　小林さんのお話を聞いてよく分かったのですけれども、この文章としては分からないので、そこはうまく説明していただければより分かりやすくなるかなと思ひました。

以上です。

○高野座長　適切なカウントの方法に基づいていますという話であればいいですね。

ほかにいかがでしょうか。

大向さん、どうぞ。

○大向構成員　東京大学の大向です。

私は2点ございまして、1点目は先ほどのつなぎ役のところでは、ジャパンサーチ連携推進者は結構、ジャパンサーチとかがはっきりと打ち出されていて、そこは結構、ある種、強いメッセージかなと思ひて読み取りました。つなぎ役といったときに、やはりもともとが分野であったり地域であったり、ある種の代表であるみたいなところのニュアンスもあったかと思ひていて、そのときのつなぐというものは、ある種、横につなぐ役というものもこれまでもこれから担っていくと思うのですけれども、ジャパンサーチ連携という、

ある種の縦の階層性の真ん中にいるようにも思われたので、この部分こそデジタルアーカイブ連携推進者ではいけないのだろうかというふうに思った次第です。そういうものがコメントといたしますか、もし何か検討がございましたらというところで何かおっしゃっていただけたらと思います。

もう一つは、2D・3Dという言葉が結構唐突に現れて、この定義が結構後ろのほうに、31ページぐらいにならないと、2Dに音声や動画も突っ込むと書かれている。ここはなかなか悩ましいなというところは承知の上で、なるべく、この辺りはきちんと、すっと定義した言葉として使うと、その後、目標設定とかとも関わってくると思う重要概念がありますので、その点、御検討いただければと思います。

以上です。

○高野座長 これは多分、討論の中でいろいろ皆様の意見を聞くほうがよいかなというふうに思いますので、私もそういう今の御指摘の点については確かに感じます。

ほかにいかがでしょうか。

生貝さん、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

簡単に2点ほどなのですが、非常に重要な点、多く御反映いただいてありがとうございます。

まず、1点目に関しましては、今回のパブリックコメントでも個人の方から非常に多く御意見をいただいたというAIの学習データの論点に関して、このことについては、クリエイターですとか権利者さん、一般との兼ね合いで、デジタルアーカイブに限らず、非常に様々な議論があることを承知しております。他方で、前回お示しいただいた知財本部のAI時代の知的財産権検討会の中間取りまとめの中でも言及されているとおりで、そのことを取り組んでいく価値と現実性があるのは、少なくとも当面の間、パブリックドメイン及び権利処理の済んだコンテンツなのだろう。そのことについて、完全に記載を消してしまうというよりは、しっかりと権利者の懸念というものに応えた形で在り方を検討していく。そして、その提供の在り方というふうにしたようなことも、しっかりと信頼できる事業者さんとしかるべき契約を結んだ上で、ある種、限定的な形でしっかりとした座組をつくるようなことを含めて、ちゃんと、これは短期もそうですし、中長期的にさらなるアーカイブ機関と、そして、テクノロジーを有する様々な主体としっかり協業することで、これからのデジタルアーカイブの意義というものをより豊かなものにしていく。そういうことをしっかりと検討していくこと自体を、やはりこの中間計画、この5年計画に位置づけておくというのは、全く何も触れないというのは適切なテーマではないように思いますので、重要なところかなというふうに思ったところであります。これが1点目です。

それから、2点目として、これもそろそろ、この5年計画などの中でも触れていただきたいのが、以前にも触れましたけれども、やはりウェブアーカイブなのです。21世紀に入ってからこの国の、あるいは世界の記録と記憶というものの最も大きな部分という

ものはウェブの上に乗っかっているというふうにいったときに、それが物すごい勢いで消えて、あるいは移り変わっていつているのは御案内のとおりであり、そして、このことについては、私も最近、いろいろ調べておりますけれども、アメリカだけではなく、イギリスですとかフランスですとか、国立のアーカイブ機関などが中心となって、しっかりと国に関係するウェブサイトの情報というものを集めているといったようなことで、次のデジタルアーカイブの言ってみればネクストフロンティアは多分、間違いなくウェブアーカイブなのだろうなというふうにいったときに、もちろん、今時点で法制度をどうするかというふうにいったようなことをこの中で書くのは難しいと思うのですが、しっかり検討事項としては強調していただけるとよいのかなというふうに思いました。

取りあえず、以上です。

○高野座長 質問というよりは意見というふうに受け取って、討論のほうで少し取り上げたいと思います。その中で、知財本部の御意見も併せて伺えればというふうに考えます。

ウェブとの絡みをどういうふうに変えていくのかということと、ウェブアーカイブはあったらいいのかということですね。これは部分的には進めておられるので、その将来計画を含めて、後でお伺いするというふうにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。大体、質問はこれぐらいでよろしいですか。

川口さん、どうぞ。

○川口構成員 すみません。質問でしょうか、迷ったのですが、意見といいますか、やはりジャパンサーチ連携推進者という言葉はすごく気になります。このつなぎ役という言葉はどうするかという議論がこの場で行われていたことは承知しているのですが、大向構成員も指摘されたように、アグリゲーターの役としてのつなぎ役は横の広がり、束ね役だったと思うのです。でも、ジャパンサーチとほかをつなぐというのは意味が変わってくるので、変わることはいいのですが、世の中にこの言葉が浸透したときに、アグリゲーターイコールジャパンサーチとすることみたいなことにならないか。その辺が心配しましたので、そこを整理いただいて進めていただければと思った次第です。

○高野座長 これは、先ほど申し上げたように、討論のほうで取り上げたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、残り時間を自由討論ということで、30分弱あるかと思います。

まず、今、質問のコーナーからピックアップした論点というものが3つあります。まず、今、川口さんから指摘があった、つなぎ役と従来のジャパンサーチつなぎ役とも言わず、ジャパンサーチとつなぐときにはつなぎ役というふうに言ってきたのが、今回、割と固めの言葉でジャパンサーチ連携云々という、ジャパンサーチにとっての役割という形で整理したことをどう思われますかということですね。

それで、この文書自身はデジタルアーカイブ戦略云々ですから、出口は一応、出口といいますとか、この国として、こういう動き方がどこまで進んでいるのかという、ある種、ダッシュボード機能を果たすサービスとしてジャパンサーチは構想され、これまで皆さん

の協力の下でつくってきたと思うのですけれども、明らかにそのダッシュボードに引っかからないけれども、重要な活動というものは進んでいるわけで、そこを進めるに当たっては、ジャパンサーチにはデータは入れないけれども、ここで言っているジャパンサーチつなぎ役のような役割を果たしている活動は重要であるという意味で、デジタルアーカイブ戦略の中では、そちらも含めて書くというのは一つの方法、方針かなという気がしますし、ただ、それは全然、自分たちが関係していないところまで網を広げるようなことを書くのはいかがなものかという非常に真摯な立場もあるかと思うのですけれども、これは皆様の御意見を聞かせていただいて、この文書としてどちらが適切かということを決めていければというふうに思います。

改めて、どうでしょうか。

杉本さん、どうぞ。

○杉本構成員 今の言葉の話と全然違うことでもよろしいですか。自由討論ということで。

○高野座長 自由討論でいいのですけれども、今は、まずはこのジャパンサーチ云々という言葉と、これまでの無印つなぎ役というものの間の、どのくらいのところにこの文書内で落ち着かせるのがいいのかしらということになりますので。

○杉本構成員 分かりました。では、後に回ります。また後で。

○高野座長 いかがでしょうか。もう一回、挙手をされますか。

事務局のほうから、まず、今の表記に至った経緯等を。

○事務局 ありがとうございます。

つなぎ役ということで、11ページの下にそれぞれ、特に期待される役割ということで書かせていただいておりますが、この戦略は、これまでの流れを踏まえながら、日本としてデジタルアーカイブをしっかりと推進していく。そのような方向感をしっかりと打ち出したということで素案づくりを、皆様方の御意見をいただきながらまとめようとしているわけですが、その中で、しかしながら、やはり基軸となってくるのがジャパンサーチであろうというところで、その基軸をベースにしながら、この取組を推進していくときに、このつなぎ役の役割ということで、期待される役割のところに幾つか書いてありますけれども、大きくは、まずはジャパンサーチとの連携というところが重要な役割として位置づけられるのではないかと。ほかにも、当然ながら、メタデータ等の整備・推進・標準化とかオープン化の推進等の役割もあるわけですが、特に代表的といいますか、その中で重要だと思われるところを一番、目出しとして、この名称においても反映してみたというのが趣旨であります。

他方で、今日お話しいただきましたとおり、ヨーロッパナというところのアグリゲーター。こういった、そもそもの各地域・分野において、そうしたデジタルアーカイブを推進していく。そういった中核的な役割を担う人々、機関。こういったこともイメージしたいということでございましたら、これまでのつなぎ役として広く皆様方に浸透している考え方と逆に大きな乖離がないように行うことも必要ではないかと。そういった意味で、デジタ

ルアーカイブ連携推進者といった御提案をいただいたかと思います。こういったことを踏まえて、先生方で御議論いただければありがたいと考えております。

○高野座長 どうもありがとうございました。

後藤さん、お願いします。

○後藤構成員 後藤でございます。

あまり全体の構成をいじるようなことはしたくないのですが、今の皆様からの話を聞いている限りだとジャパンサーチを結果的に、デジタルアーカイブの全体とどのぐらいの重みで位置づけるかということなので、例えばデジタルアーカイブ連携推進者みたいな表現になるのであれば、ジャパンサーチとの関係、ジャパンサーチがどのぐらいの位置にあるのかというところを、ここの段階か、もう少し前のところで明確に書き込むという対応になるのかなという気はしました。

私はできる限り、各機関がデジタルアーカイブ全体を広く進めていくような主体性を持ってほしいという気持ちはありますが、一方ではつなぎ役ではないような人たちも推進者として入ってくるのか、取ってくるのかとか、デジタルアーカイブ連携推進者とした瞬間に、つなぎ役以外の人も、うちは連携を頑張るのだ、別のところで頑張るのだという人を入れるか入れないかのセットになってくると思うので、その点を踏まえて結構、連携推進者と変えてしまうと、かなり大きな変化を全体に伴わなければならないかなと。もちろん、内容としてやるべきかどうかという点で言うと、やったほうがいいのかという気もするのですが、ただ、現実的に今、どのタイミングまで形をつくっていくかというところのバランスという点ではしんどいところもあるかなという気がします。

だから、いずれにしても、デジタルアーカイブ全体の推進とジャパンサーチの位置はどこかで整理をして書いておいたほうがいいかなというのは思いました。それで多分、この言葉の意味づけが大分、雰囲気が変わるかなという気がします。

以上です。

○高野座長 日本の中で、デジタルアーカイブアクティビティーを全部カバーしているみたいな、大きな網をかけるようなのは目的ではないわけなので、地道に我々がやってきたことをベースで、どこまで広げて、自然に広げられるのかとか、その中をさらに豊かにしていきたいと思いますというニュアンスが読み取れる文章に最終的に仕上がっていけばいいかなと思いますので、おっしゃるように、学术界で普通に全然、別の枠組みで進んでいて、別に一般、研究に興味ない人には提供することも考えていないようなところのつなぎ役などは、では、どうなのだという話もきっとあるわけで、そういう整理が必要ですね。

山崎さん、もう一回、どうぞ。

○山崎構成員 先ほどは質問だったので意見を言わなかったのですが、やはりこの言葉、つなぎ役とジャパンサーチ連携推進者というものは同義だという解釈というのは厳しいかなという、これは言葉の感触のイメージで、ただ、ジャパンサーチ連携を主にするというのであれば、これでもよいかもしれない。ただ、11ページの枠内に書いてある6

つの役割を考えると、このジャパンサーチ連携推進という言葉の割にはもっと広い役割が書かれているように感じます。そこの辺りのギャップというものはあると思います。

それで、つなぎ役だったら、それが今まであまりこだわりがなかった、あまりはっきり書いていないことによって、むしろ、広範囲な役割を持たせるということをイメージしていたのですけれども、アグリゲーター的な役割です。もともと、アグリゲーターの代わりの言葉としてつなぎ役という言葉をつくってきたわけですが、ある意味で言えば、後藤先生がおっしゃったように、こういうふうに書いてしまえば方針の転換に近いのです。そこをどう捉えるかだと思います。

ジャパンサーチ連携推進を主にやっていくというのであれば、これはそのとおり書いたほうが絶対いいわけです。ただ、もっとほかのことをどんどんやらせていくというのだったら、これは言葉を少し変えて、デジタルアーカイブ連携推進役がいいのか。いろいろな言葉の捉え方はあると思いますけれども、少し言葉の定義を変えたほうがいいのかもかもしれません。それは言葉というものが中身と連動するものなので、必ずしも言葉から入るというよりは、やはり言葉の中身というものが切り刻んでいく必要があるかなと私は思います。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

多分、先ほど、9機関から各分野のどういうふうに進めていくのかというお話がありましたけれども、そこで進んだものが全部、ジャパンサーチが入るわけでも全くないわけなので、多分、そういう活動も含めて、この文章がカバーしているという意味では、つなぎ役というものは無印つなぎ役みたいなもののことで、一般名詞化していくといいますか、デジタルアーカイブを考えるときには必ず考えなければいけないコミュニティのつくり方ですというふうに位置づけて、そのうち、ジャパンサーチに入れようと思っている役割を担っているつなぎ役もきつといるのであるという、ジャパンサーチを入れるということ前提でつなぎ役の役割をもう一回スペシャライズしたようなものも考えられるというふうに読めるようになれば、ジャパンサーチ連携推進者というものは、つなぎ役のある特別な出口をジャパンサーチとして非常に意識しているもの、つなぎ役のことを特に呼ぶのだというふうな位置づけもあり得るかもしれないですね。

その辺り、多分、議論が尽きないのですが、今、出てきた論点などを少し考えながら、後藤さんが指摘のように、今さら、この文章を大きく変更するというのはなかなかつらい話なので、一番無理のない形に収めていければと思います。

では、2番目ですが、パブリックコメントでいろいろフィードバックいただいたように、私個人もそうですけれども、普通の一般生活人がAIの技術が、この後、どうなっていくのか。それもコンテンツ絡みで、全部、AIが吸い上げていたときに、まことしやかなものをつくっていく、簡単につくれるAIができてくる。それを下支えするのがデジタルアーカイブの役割でしたねという、非常に素朴であるけれども、切実な意義があると思うのです。

それで、これは誰も正解は答えられる状況にはないと思うのですけれども、我々のこのデジタルアーカイブ活動を集めて、データをみんなで共有していくことは多分、よい方向に行くのではないかというふうにやっている活動がAIとどういうふうに付き合っていくのかはここでちゃんと、きちんと述べておくべきだと思うのです。当然、法律でベースラインは決まっているわけですから、それを遵守していくというふうに書いていく以上、書きようがないというふうにも思うのですけれども、この辺りについて、法律ではここまでは認められているのだけれども、デジタルアーカイブとしては、データをいっぱい持っている、ほかの人から預かっている団体としては、これ以上、法律で認められているからやってもよいというような立場を積極的に取るべきではないというような制限的な、自粛すべきというようなところがあれば、そういう御意見がある方がおられたらお聞かせいただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

聞き方が難し過ぎますか。

多分、研究用だったらいいけれども、商用は駄目という議論が非常に多いと思うのですけれども、例えば文部科学省の研究を支持するファンドは大体、何年後かにどういうふうに商業的価値を持ちますかということで研究の高い低いを評価していると思うのです。ということは、そこの研究の過程で育ったAIは、いずれ何年か後にちょっと名前が変わったり顔が変わるかもしれないのですけれども、商用に出ていくわけです。学ぶところだけでは非商用でやらせてもらって、使うときは商用になってしまうというのは、AIだったら当然、そういうふうになることが考えられるわけですから、そういうことを議論すべきではないのでしょうか。

多分、誰も答えを持っていないのですが、どうもありがとうございます。植野さん、どうぞ。

○植野構成員 すみません。今の先生の問いに答えているとかではないのですけれども、実は音声、アニメ、映画、ゲーム業界の方々から「本物かAIで作成されたものかを区別するために、本物として認証されたマスターとなるデータを持つことが必要」という、AIの台頭による本物に立場の危機的状況への不安の声をよく伺います。今あるコンテンツが本物か、AIでつくられたものが贋作かを区別するのにデジタルアーカイブという技術が重要だという認識を持たれているのです。一方でAIは何のためにつかわれ、何を創出するのか、その特徴と役割によるという意見も伺います。デジタルアーカイブとAIを、同次元で議論すると、結局、デジタルアーカイブは進まなくなってしまうと思います。

デジタルアーカイブを推進するために、それらについて区分し検討し、マスターのデータを未来に残すためにはデジタルアーカイブを活用し、それが現物かあるいは一次情報なのかという認証がされていることをまず着手することが先決だと思います。そういうことを段階的に規定したほうがいいのかと思います。先ほど、生貝先生のほうからお話があったウェブアーカイブについて。ウェブ上にあるものが一次情報なのか二次情報なのか、権利者が上げた情報なのか、実は海賊版の情報なのかというのがすごく見分けがつきづら

くて、それでも今、残っている情報としてはウェブしかないかもしれないところで、アーカイブしながら、その真正を確かめているというのが今、私たちの仕事や研究素材になっています。そういうことも含めて両立で、本当に今、これが本物ですということをクレジットに記載できるような仕組みを整備した上でデジタルアーカイブを行い、AIが何をベースとしたのかということのトレーサビリティみたいなことも行っていけるような仕組みがないと厳しいかなと思います。

○高野座長 どうもありがとうございました。多分、形式と文化で、難しいですね。

杉本先生、どうぞ。

○杉本構成員 今のことに関して言いますと、これは信じられる、きちんと内容が保存されてきたということが保証されたデジタルアーカイブというものをどうつくっていくか、どうメンテしていくかという話かなと思うので、いろいろな内容を保証する技術というものはあるかと思うのですけれども、それ自身が必ずしも長持ちはしないということです。そうしたことも含めて、内容を保証していくことを考えていくようなレベルで、今日、明日に行うとなるのは難しいかもしれないですけれども、そういうこともやっていきましょいうねということかなと思いました。

以上です。

○高野座長 情報の真正性、本物さ、オーセンティシティーを保証するようなことですね。それで、本物だと思って記録していたのが、3年後にひょっとしたら本物ではなかったということは分かるかもしれないけれども、それは前のものを消してしまうのではなくて、3年間はこれは本物だと信じられていましたということを含めて、記録が足していくということですね。

○杉本構成員 はい。

○高野座長 後藤さん、お願いします。

○後藤構成員 すみません。まだまとまっていませんで、これはどちらかというと、研究ベースで近いような話になるのですけれども、大学共同利用機関として、例えばデータを出していくときの議論として、ちょうど今、我々といいますか、多職種で考えているのは、データの信頼という問題なのです。それは単にデータ自体が間違っていないとかというだけではなくて、それ自体が社会的にどのようにしたら信頼を受けるかとか、そういうふうなところまで含めて、少し設けていけないのではないかということで、これは今、本当に始めたばかりのような議論なので、データとか技術そのものの信頼性とか信憑性というものもあるのですけれども、実は社会的に信頼されているデータになるかどうかというほうがむしろ大事だったりする側面があって、その点からも、例えばデジタルアーカイブは、こういうところで関わっているデジタルアーカイブを出しているところが真正性のあるデータを出しているとか、あと、その中で、場合によっては権利が、これはパブリックドメインで使ってよくて、これはAIできちんと出ていっているデータで、ここはブロックするのだとかという辺りも含めて、そういうふうな、どちらかというと、社会の側からの信

頼を受けるというような形をつくっていくというのがむしろ、こういう場での議論でも大事なのかなと思うことが多いです。

いつもそうなのですが、そういう社会的信頼を得るような工夫というものも、いや、全然まとまっていなくてしゃべっているので、どう書くのだと言われるとすごく難しいところで、これが信用というよりは、AIが出てくることによって、そういうふうな社会全体の信頼モデルをどうつくり直していくかを考え直す段階なのかなと思っています。論点出しレベルになってしまいますけれども。

○高野座長 非常に重要だと思います。

今日、9機関からも御報告ありましたけれども、そういう、今、日本の中で一番、その分野ではオーソリティーを持っている方々がここには集って、そのデータの発信をどういうふうにしていくか、どうやって分野外の人とそれを分かち合っていくのかという議論の場だと。

だから、デジタルアーカイブの価値というものは、やはりそういう各分野で割とすんなり当たり前のように保証されてきた正しさみたいなものが、分野を超えて、どこまで社会的な信頼性の仕組みとして実装できるのかということは非常にデジタルアーカイブをやることの大変重要な意義だと思うのです。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。

生貝さん、お願いします。

○生貝構成員 ありがとうございます。

今、後藤先生がおっしゃったことは、僕自身はどちらかというと、本業はまさに偽情報対策・誤情報対策のようなところに対する、法律によるアプローチの比重が高いので、大変重要なところだなと思ひまして、まさにやはり、要するに、広く情報空間全体の信頼性というものに対して、このデジタルアーカイブというものがどのような役割を果たしていくことができるのか、もっと果たしていくためにはどういう取組や技術開発や、あるいは各館の様々な工夫というものが有り得るのかということ。そのことというものはぜひ進めていって、この中でも力を入れていきたいと、デジタル政策側から非常に思うということと併せまして、これは別の機会ではほかの方が言っていられちゃったのですが、結局のところ、情報に対する信頼の在り方は、対象とする情報の信頼性というところと受け手の側のリテラシーというところとセットなのです。

そして、御案内のとおり、例えば図書館でも博物館でも、アーカイブ機関、文化施設というものは国民の情報に対するリテラシーを高めることというのは非常に大きなミッションとしてきた。それで、そのことが多分、デジタルアーカイブの時代になって、恐らく改めて形を変えた形で重要になってくる。やはり、このデジタルアーカイブがどのように利用者あるいは国民のリテラシーの部分の向上に資するのかというふうにいったようなことも、ぜひ次の5年でしっかり考えていけるとよいのだろうなというふうに思います。

以上です。

○高野座長 人材育成というものが、データをつくったり、デジタルアーカイブを実際につくる活動の人材育成にとどまらずに、やはり社会教育といいますか、社会的な意識を皆さんに高めてもらうための活動というものもどういうふうにしたらいいのかというのは視野に入れてもいいかもしれないですね。

ほかにいかがでしょうか。

緒方さん、お願いします。

○緒方構成員 ありがとうございます。

私も産業界の人間なので、AIは活用されて民主化していくのだろうというふうに思うのですけれども、その中で、このデジタルアーカイブを推進する立場と戦略を5年間で語っていく上で、AIに対して何かしらの規制をするとか、そういったことというものは非常に難しい世界ですし、日本だけがそういう規制をしていくことによって諸外国のAIの発展に後れを取るみたいなのがあると、それはそれで別の問題が起きるかなということがあるので、やはりそれは何か優良な教師データとして提供でき得る、優良なデジタルアーカイブ。それはオーセンティックな情報でちゃんとつくられているという前提の下で、AIに資するものであるということがこの場ではきっと書けることといいますか、意識していくことだと思うので、非常に基本に立ち返った感じになりますけれども、オーセンティックなデジタルアーカイブを構築していくところをAIの優良な教師データたる責任を持ってということが多分、ここでは語られるべき範囲なのかなと、今の私の中ではそういう整理かなと思っております。

以上です。

○高野座長 受け入れるときに、そういうふうに使われるかもしれませんということもあって、知らぬ間に使われてしまって困った、それは全然想定していなかったというふうに、データをつくったり出したりしている人たちが思わないように、何かきちんと、この辺りのルールを定めていきますということかもしれないですね。

ほかにいかがでしょうか。大体、意見は出尽くしましたか。

前川さん、どうぞ。

○前川構成員 すみません。NHKの前川でございます。

今、議論を聞いていまして、最後、高野先生とか緒方さんがおっしゃった感じに、多少、かぶるところはあるのですけれども、やはり提供する側として、AIでそれを、その次の国であったりとか、高い教養のために生かすというのであればデータを出しやすいところはあるのですけれども、その先の商用までのことまでうたわれるとなかなか、出せるものが出せなくなっていくというような危険性があると思いますし、デジタルアーカイブの根本は恐らく、広く日本国内のあらゆる資産を共有してデータ化していく。それもデジタルで見せていくというような最初の基本でいくと、あまりAIのところで深くまで掘っていくと、逆に本来のデジタルアーカイブ、ジャパンサーチを含めたデジタルアーカイブの構築というものは難しくなるようなところも気になったところですので、AIの書きぶりと

いうものはなかなか難しいなというふうに思いました。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございます。この辺が過激に、一番ひどい可能性についてあえて触れる必要はないと私も思います。先ほどの想定は厳し過ぎたかもしれません。

ですから、フリーにしたセットを使って学習したAIを、商用利用は困りますというようなことをちゃんと書いておくとか、それが多分、社会的には、それを使うときにはまたもう一回、許諾を取り直してくださいとか、何かそういうルールがきっと実装されるのだと思いますけれども、そういうものに対して、きちんと遵法的に振る舞っていくというふうに、優等生としてのデジタルアーカイブでありたいという書きぶりになるのではないかと思います。

それでは、3つ目の論点で、あと6～7分しかなくなってしまったのですが、ウェブアーカイブの現状と、それから、今後、どういうふうにデジタルアーカイブ側から見て考えていくべきかということについて議論できればと思います。

まず、国会図書館から報告いただけますでしょうか。

○小林構成員 国会図書館の小林です。ウェブアーカイブの当館の現状について報告させていただきます。

まず、国等の公的機関のウェブサイトですけれども、こちらは2010年から制度的に収集をしております。皆さん御存じかどうかはわかりませんが、WARPというシステムで提供いたしております。国や自治体等の過去のウェブページを閲覧することができます。それから、民間のウェブサイトについては、公共性が高い機関を中心に、こちらは発信者の許諾が得られたものを選択的に収集させていただいているという状況になっております。公共性が高い機関と申しますのは、政党ですとか、私立大学、学協会、公益法人などが多くなっております。

そして、インターネット上の情報ですので、出版物と異なりまして、収集対象が非常に膨大になります。このため、国立国会図書館が制度収集として何を集めるのが適切かということにつきましては、なかなか当館だけでは決められないということで、国立国会図書館納本制度審議会におきまして外部の有識者の方々に審議いただいております。今御説明したような内容の収集を行ってきております。

今後も、有識者の先生方の御意見、それから、諸外国のウェブアーカイブの取組を把握しながら、引き続き、どこまで収集していくことが適当なのかということについては検討してまいりたいと思います。

○高野座長 どうもありがとうございました。

これは、インターネットアーカイブを代表として、世界には幾つもそういうものがオープンなアーカイブもつくられていますし、それから、多分、一般には公開されていないけれども、サーベイランスの一環として、ウェブ上で普通に見えるものについては、ほとんどん記録を取っているところというものがきっとあるだろうと普通に考えれば想定されるわ

けですけれども、そういう現状の中で、デジタルアーカイブの活動の一環として、ウェブの許諾を得るにも得られないようなところまで手を出していくのかということというものを御議論いただければと思います。

山崎さん、どうぞ。

○山崎構成員 WARPは、私、NDLにいたときにも少し、隣の方が担当していたので、よく話は聞いていましたけれども、国が進める場合、簡単ではないという印象でした。というのは、その粒度を、結局、リンク先まであるので、どこまで深めていくかということについての許諾も含めて、粒度の大きさも考えなければならないので、国が進める場合は、どうしても一個一個の作業になってしまうのです。現行は地方自治体さんでも結構、これは始まっていますけれども、やはり非常に狭い範囲で、自分たちの自治体のホームページ、あるいはなくなってしまう市町村さんのホームページなどを主に収集されているということだと思います。

これは一律にインターネットアーカイブみたいにどんどん集めていってというのはやはりこういう組織自体が不可能だと思うのです。だから、ここはオープンデジタルのものというのは、ホームページだけではありませんけれども、さらにいろいろなものがありますけれども、いずれにしても、慎重な協議をした上で進めなければ、どんどんやれということとは、これは言えないのではないかなとWARPについては思います。

以上です。

○高野座長 こちらにデータを出している参加機関のようなところが、自分たちのサイトのアーカイブをあまりつくっていなかったり、あるいはそこが国会図書館のWARPの範囲に入っていないとすれば、できたら、データだけではなくて、サイトのアーカイブみたいなものも自分たちの歴史の記録として、公開しなくてもいいから、取っておいたらいいのではないですかということを推奨していくみたいな、そういう辺りが現実性があるかもしれないですね。

ほかにいかがでしょうか。

杉本さん、どうぞ。

○杉本構成員 すみません。時間が無くなってきたので割り込む形なのですが、さっき言いかけたことについてです。

○高野座長 すみません。あと2分しかないから、どうぞ。お願いします。

○杉本構成員 今日の議論の対象となっている文書そのものに関するコメントではなかったし、質問ではなかったのですが、これから5年間進めていく上で、文書とか、あるいは今日の議論を聞いていて気になったことというのを申し上げたいと思います。質問でもなくてコメントです。

それで、9つの機関から御発表いただいて、それぞれしっかりやられているなと思いました。その一方で、領域ということと、この機関というものは一致はしないということですから、同じではないということというのをはっきり意識しておかないといけないという

ふうに思います。

どうしても、ここでお話しいただいたそれぞれの機関は大きな機関で、しっかりしているので、コンテンツもしっかりつくっていかれるし、きっちりとメンテされていくと思うのですけれども、それを領域と考えたときに、周辺に小さな組織とかがいっぱいありますし、それから領域間でクロスオーバーするところがいっぱい出てくるわけです。そうしたところが縦割りのな取り組みになってしまうと落ちてしまわないかなということがとても気になります。

例えば、デジタルアーカイブジャパン・アワードでアワードを受けているところというものはかなりの部分は小さなところだと思います。では、そういうところのコンテンツが失われるリスク、すなわちコンテンツが失われることがないようにしなければいけないと思うのです。それがジャパンサーチの議論からは外れると思うので、この文書そのものがデジタルアーカイブ戦略ということで、ジャパンサーチだけではないというふうには理解をしておりますけれども、今、国全体をつなぐシステムといいますか、やってきたこととしてジャパンサーチがあるわけですから、例えばコンテンツの保存とか、コンテンツがなくなることのリスクに対する議論というものもジャパンサーチをベースにして進めていくことはごく自然なのだろうと思うのです。

ただ、ジャパンサーチは今まで、コンテンツを集めて出すというところ、あるいはせいぜい利用までであって、それを保存するときにどんなことが必要になるかということの議論というものは、ある意味でガイドラインのようなものはありますけれども、実際面ではなかなか適用は難しいだろうなと思っておりますから、どういうリスクがあるのかということこれから議論の中で考えていってもらいたいです。

それともう一つ、さっきの組織あるいは機関と領域というものは違いますねというところで、いわゆるコンテンツを保存していく、長期にわたって使えるようにしていくということは、領域にまたがって使える技術も当然出てきますし、新しいものも出てきます。それで、ボーンデジタルなどというものもいっぱい、これからやらないといけないことになるので、そうしたことを横断的に意見交換なり、あるいは知識共有なり、蓄積していける場というものをつくっていかないといけないと思います。これのベースになるのがジャパンサーチであろうと思うので、前も言ったかなとは思いますが、ジャパンサーチのフロントエンド側に対して、バックエンド側といいますか、インフラ側というのですか。そうしたことについてこの議論の中で進めていってもらいたいなと思うのです。

ボーンデジタルというものを考えたときに、例えば漫画の領域では原画のアーカイブというものをつくられています。例えば漫画の原画がデジタルになってきたらどうなるか。これが、例えばアニメでもつくり方が変わってきていますし、ゲームなどはもっとデジタルですし、そうした領域というものが入ってきたときに、それを貴重なデジタル文化資源として、文化財として残していくときにどうやっていったらいいのかというのは、やはり知識とか経験を集めていくことだと思うので、それに対してジャパンサーチというものは

とても大事な立ち位置にあるし、それを含めて、日本としてのデジタルアーカイブというものを考えていってもらいたいと思います。あくまで個人的なコメント・意見と御理解ください。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

この検討会のスコープ、あるいはどこまで影響を及ぼせるのかという現実的な、この文書をちゃんと読んでくれて、それで次まで押していこうと考えてくれるような、影響を及ぼせる範囲というものが今の文書の書きぶりの中には表れているのだと思うのですけれども、そこから無理なく広げられる、今、杉本先生がおっしゃったような、同じ分野で、その組織だけがよければいいわけではなくて、やはりその分野、それと関連するような情報を、量は少ないかもしれないけれども、手塩にかけて育てていくようなところまでちゃんとネットワークを広げていくような、そういう活動が必要ですね。

確かに、縦割りにすると文書もつくりやすいし、話としても簡単にはなるのだと思うのですけれども、それでは本来目指しているところからきつと遠ざかってしまうという御指摘だったと思います。

○杉本構成員 デジタルの特性というものは縦割りではなくて横だと思うので。

○高野座長 そういう小さいものでも仲間に加われるということですね。

○杉本構成員 あとは、時間軸を50年とかという長い時間軸で見てもらいたいというのがあります。

○高野座長 分かりました。どうもありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。

○杉本構成員 どうもありがとうございます。

○高野座長 ほかに、最後に言い残しておきたい、何か御意見を述べられたい方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

松本さん、どうぞ。

○松本構成員 すみません。時間が押していますけれども、先ほどのAIの商用利用などに関する議論なのですけれども、私も答えは持ち合わせていないので、あくまでも個人的な今の段階での意見ですので、もしかしたら後で見解が変わったりするかもしれないですが、述べさせていただきたいと思います。

デジタルアーカイブされたコンテンツが、例えばパブリックドメインであつたり法的に問題がないものであれば、それを学習データにするということは止められないのではないかというのが私の意見ですので、それに無理やり規制をかけるようなことをするというよりは、それは不可逆的な技術の進化として、どうやって付き合っていくかということを考えざるを得ないのかなと思いました。

それから、出口が商用利用になることが果たしてどうなのかという議論ですけれども、それはどういう問題点を考えられているのかというのが少し私は分からないところがあり

まして、つまり、公的に資金などを投入して整備したデジタルアーカイブに、私企業であるとか、そういったところがフリーライドするような形になるというのを懸念されているのかなというふうにも思ったのですが、その商用利用がどういう点で問題なのかということとは少し整理する必要があるかなと思いました。

そこで、商業的な利用を考えたときに多分、費用対効果といいますか、そういったことを産業界は気にすると思うのです。つまり、人間の作家に書いてもらうものよりも、AIがつくったもののほうがクオリティ的に同等か、場合によってはそれ以上で、人間を1時間拘束して例えば絵を描いてもらうよりも、AIに数分、GPUを回して絵を描かせたほうが安く収まるとなれば、産業界はどうしてもそちらを使う方向になびいていくと思いますので、そのようなパワーバランスになってきたときに、商業的にAI-Generated Contentsを使う方向にどんどん流れていってしまうことというのは、市場の中でそうならざるを得ないのではないかなと思いました。

そうすると、逆に国の知財戦略としては、日本のコンテンツをAIにきちんと学習してもらって、ちゃんと日本的なコンテンツをつくるときには、きちんと日本のコンテンツを学習した上で日本的な絵なり音楽なりが出てくるようになることを推進するというのも一つの考え方なのかと思います。たまに海外で制作された映画などを見ると、日本のシーンが描かれているのだけれども、日本人や日本文化に慣れ親しんだ方からすると奇妙だみたいなことはよくあると思うのですが、今後、商業的なコンテンツがいろいろAIを活用してコストエフェクティブにつくられるようになったときに、いかにきちんと自国の文化などを学習させておいて、歴史的にも間違いのない、文化的にもある程度妥当性のあるようなコンテンツが再生産されていくようにするかというのは一つ考え方としてあるかと思いました。

すみません。あまりまとまっていらないのですが、そういった感想を持ちました。

○高野座長 重要なポイントだと思います。本当の、本物の日本文化の蓄積を学ぶのだったらちゃんと学べという場所として、無料で学びやすい場所としてデジタルアーカイブが立ち上がるのだというのは非常に重要なポイントだと思います。

だから、どんな文化であるかを知らない人にその文化の行く末を判断してもらっては困るというような立場から、多分、研究者の国際交流とか国際的な発信というものは、一義的には研究者の将来のためにやっている人も多いかもしれないのですが、全体として見る場合、日本文化なり日本的考え方をほかの人たちにも知ってもらい、海外の人に知ってもらい。その過程で、その結果、日本という国があるのだなということが外から見てもちっと意識されるという、多分、そういうプライドにつながるようなことかなと思います。

そういうカントリープライドをちゃんと維持するような根拠として、デジタルアーカイブみたいなものを国際発信し続けることは大変重要だと高らかにうたうというのはありかと思います。恐らくヨーロッパナはそういうことをかなり重要に考えて、ああいうサービ

スをずっと続けているのだと思います。

すみません。議事進行がうまくいかなくて時間を超過しましたが、本日の議論はここまですまないとしたいと思います。

それでは、今日いただいた意見を最終的な文書にどういうふうに反映していくのかは、事務局及び私もやらせていただきますけれども、御一任いただくということでよろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

それでは、最後、事務局から御連絡がありましたら。

○事務局 皆様、本日はお忙しい中ありがとうございました。

本戦略案については、座長一任の上、検討会案を取りまとめまして、デジタルアーカイブ戦略懇談会に御承認いただくべく準備を進めてまいります。

デジタルアーカイブ戦略懇談会は、5月頃の開催を予定しております。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○高野座長 それでは、長時間、時間を超過しましたが、熱心な御議論ありがとうございました。

本日の会議はこれで終わらせていただきます。失礼します。